

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 28 日（火）第3300号の 5



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則		
○職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※)	(人事課取扱い)	1
訓 令		
○鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令 (※)	(人事課取扱い)	1
○鹿児島県公印規程等の一部を改正する訓令 (※)	(学事法制課取扱い)	9
告 示		
○非常勤職員の報酬の支給日の一部改正 (※)	(人事課取扱い)	13
○非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正 (※)	(人事課取扱い)	13

## 規 則

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第21号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則（昭和32年鹿児島県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「10の項」を「9の項」に改め、同表9の項を削り、同表中10の項を9の項とし、11の項から13の項までを1項ずつ繰り上げ、同表14の項中「15の項」を「14の項」に改め、同項を同表13の項とし、同表中15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、同項の次に次のように加える。

18 こども総合療育センターに勤務する理学療法士及び作業療法士（白ズボンについては、作業服の被貸与者を除く。）	作業服（上下）、白衣 又は予防衣	2着 （作業服は1着）	1年
	白ズボン	1着	1年

別表25の項中「あん摩マッサージ指圧師」の次に「（18の項に掲げる者を除く。）」を加え、同表46の項中「農村整備第一係及び農村整備第二係」を「農村整備係」に改め、同表65の項中「（分場を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

## 訓 令

## 鹿児島県訓令第2号

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員服務規程（昭和35年鹿児島県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「知事公室，」を削り，同条第3号中「主管課長等」を「主管課長」に改め，「（知事公室にあつては，人事課）」を削る。

第3条の表中「主管課長等」を「主管課長」に改める。

第11条の2第1項中「又は第2項」を「から第3項まで（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）」に改め，同条第2項中「第8条の7第3項」の次に「（これらの規定を勤務時間規則第8条の8において準用する場合を含む。）」を加える。

第12条の4に次の2項を加える。

- 2 職員は，承認を受けた介護休暇について介護休暇を取得する必要がなくなった場合には，介護休暇処理簿により，所属長に請求してその一部を取り消すことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず，同項の規定による請求は，庶務事務システムを使用して行うことができる。

第12条の5を第12条の6とし，第12条の4の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第12条の5 勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間の請求は，介護時間処理簿（別記第8号様式の2の4）に所要の事項を記載し，当該請求に係る介護を必要とする者の介護を必要とする状態を証明する書類を添えて所属長に提出することにより行わなければならない。

- 2 職員は，承認を受けた介護時間について介護時間を取得する必要がなくなった場合には，介護時間処理簿により，所属長に請求してその一部を取り消すことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず，同項の規定による請求は，庶務事務システムを使用して行うことができる。

第22条第1項第1号中「介護休暇処理簿」の次に「，介護時間処理簿」を加え，同項第2号中「別記第13号様式の2）」の次に「，介護休暇一部取消報告書（別記第13号様式の3）及び介護時間一部取消報告書（別記第13号様式の4）」を加え，同条第2項中「主管課長等」を「主管課長」に改め，「届出を」の次に「，第12条の5第3項の規定により同条第2項の規定による請求を」を加える。

別記第5号様式の3中 「

続	柄
---	---

」を「

続	柄	等
---	---	---

」に改め，同様式注中5

を6とし，4を5とし，3を4とし，2を3とし，1を2とし，同様式注に注1として次のように加える。

注 1 「続柄等」の欄には，請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する規則第8条の4第1項第4号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては，その事実）を記入すること。

別記第5号様式の4中「（ 離縁  養子縁組の取消し）」を「（ 離縁  養子縁組の取消し  家事審判事件の終了  児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除）」に，「(2) 介護の状況の変更」を「(2) 介護の状況の変更（ 子と同居しなくなった）」に，「 子と同居しなくなった」を「2 届出の事実が発生した日」に改める。

別記第8号様式の2の3を次のように改める。

第8号様式の2の3（第12条の4，第22条関係）

（表面）

## 介 護 休 暇 処 理 簿

所 属		職 名		氏 名（職員番号）	
※ 要介護者 に関する 事項	氏 名			※要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続 柄				
	同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				
	介護が必要となった時期 年 月 日				

## 指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定

第 1 回	決 裁			※ 申出の期間	※ 申 出 年 月 日	※ 本人印	期 間	備 考
	決裁 権者	回 議	決 裁 年 月 日					
			年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
第 2 回	決 裁			※ 申出の期間	※ 申 出 年 月 日	※ 本人印	期 間	備 考
	決裁 権者	回 議	決 裁 年 月 日					
			年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
第 3 回	決 裁			※ 申出の期間	※ 申 出 年 月 日	※ 本人印	期 間	備 考
	決裁 権者	回 議	決 裁 年 月 日					
			年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日		月 日	

## 指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮

第 1 回	決 裁			※ 延長・短縮後の末日	※ 申 出 年 月 日	※ 本人印	延長・短縮後の期 間	備 考
	決裁 権者	回 議	決 裁 年 月 日					
			年 月 日	( 年 月 日から ) 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
第 回	決 裁			※ 延長・短縮後の末日	※ 申 出 年 月 日	※ 本人印	延長・短縮後の期 間	備 考
	決裁 権者	回 議	決 裁 年 月 日					
			年 月 日	( 年 月 日から ) 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
第 回	決 裁			※ 延長・短縮後の末日	※ 申 出 年 月 日	※ 本人印	延長・短縮後の期 間	備 考
	決裁 権者	回 議	決 裁 年 月 日					
			年 月 日	( 年 月 日から ) 年 月 日まで	年 月 日		月 日	

(裏面)

決 裁			※ 請求・取 消しの区 分	※ 請求又は取消しの期間			※ 請求等 年月日	※ 本人印	備考
決裁 権者	回議	決 裁 年月日		年 月 日	時 間	日・時 間数			
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時間	年 月 日	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時間	年 月 日	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時間	年 月 日	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時間	年 月 日	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時間	年 月 日	

- 注 1 ※印を付した欄は、職員が記入し、又は押印すること。
- 2 「指定期間の申出・指定」の「申出の期間」の欄並びに「請求又は取消しの期間」の「年月日」及び「時間」の欄の記載については、別に記載した書類を添付することによって代えることができる。
- 3 「請求又は取消しの期間」の「日・時間数」の欄は、週休日、休日及び代休日を除いた日数及び時間数を記入すること。

別記第8号様式の2の3の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2の4（第12条の5，第22条関係）

介 護 時 間 処 理 簿

所 属		職 名		氏 名（職員番号）							
※ 要介護者 に関する 事項	氏 名			※要介護者の状態及び具体的な介護の内容							
	続 柄										
	同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居										
	介護が必要となった時期 年 月 日										
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで											
決 裁		※ 請求・取 消しの区 分		※ 請求又は取消しの期間			※ 請求等 年月日		※ 本人印		備考
決裁 権者	回議	決 裁 年月日		年 月 日	時 間	日・時 間数	年 月 日				
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時間	年 月 日			
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時間	年 月 日			
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時間	年 月 日			
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 取消し	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時間	年 月 日			

- 注 1 ※印を付した欄は，職員が記入し，又は押印すること。
- 2 「請求又は取消しの期間」の「年月日」及び「時間」の欄の記載については，別に記載した書類を添付することによって代えることができる。
- 3 「請求又は取消しの期間」の「日・時間数」の欄は，週休日，休日及び代休日を除いた日数及び時間数を記入すること。

別記第 9 号様式の 3 中 「 続 柄 」 を 「 続 柄 等 」 に改め、同様式注 1 中「続

柄」を「続柄等（請求に係る子が鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 8 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実。2 において同じ。）」に改め、同様式注 2 中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記第 9 号様式の 4 中

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 育児休業に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）<br><input type="checkbox"/> 育児休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した<br><input type="checkbox"/> 育児休業に係る子を養育しなくなった<br><input type="checkbox"/> 同居しなくなった <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> その他（                    ）   | を |
| <input type="checkbox"/> 育児休業に係る子と離縁した<br><input type="checkbox"/> 育児休業に係る子との養子縁組が取り消された<br><input type="checkbox"/> 育児休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した<br><input type="checkbox"/> 育児休業に係る子についての民法第817条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した<br><input type="checkbox"/> 育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された<br><input type="checkbox"/> 育児休業に係る子を養育しなくなった<br><input type="checkbox"/> 同居しなくなった <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> 託児できるようになった<br><input type="checkbox"/> その他（                    ） | に |

改める。

別記第 9 号様式の 4 の 2 中「第 3 条第 4 号又は第11条第 5 号」を「第 3 条第 5 号又は第11条第 6 号」に改める。

別記第 9 号様式の 5 中 「 続 柄 」 を 「 続 柄 等 」 に改め、同様式注 1 中「続

柄」を「続柄等（請求に係る子が鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 8 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）」に改める。

別記第 9 号様式の 6 中 「 続 柄 」 を 「 続 柄 等 」 に改める。

別記第 9 号様式の 7 中

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 部分休業に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）<br><input type="checkbox"/> 部分休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した<br><input type="checkbox"/> 部分休業に係る子を養育しなくなった<br><input type="checkbox"/> 同居しなくなった <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> その他（                    ）  | を |
| <input type="checkbox"/> 部分休業に係る子と離縁した<br><input type="checkbox"/> 部分休業に係る子との養子縁組が取り消された<br><input type="checkbox"/> 部分休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した<br><input type="checkbox"/> 部分休業に係る子についての民法第817条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した<br><input type="checkbox"/> 部分休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された<br><input type="checkbox"/> 部分休業に係る子を養育しなくなった | に |



第13号様式の3（第22条関係）

介護休暇一部取消報告書（ 年 月分）

人 事 課 長 殿		年 月 日	
		職名及び氏名 <span style="float: right;">☐</span>	
別紙介護休暇処理簿（写し）のとおり，承認された介護休暇の一部が取り消されたので報告します。			
1 承認年月日	年 月 日付け人第 号		
2 介護休暇を取得している職員	3 承認に係る要介護者		
職 名		氏 名	
氏 名		続 柄	
職 員 番 号		生年月日	年 月 日
4 承認の期間等 及び時間	期 間 等		時 間
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日		午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他（ ）		午後 時 分～ 時 分
4 承認の期間等 及び時間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日		午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他（ ）		午後 時 分～ 時 分
5 介護休暇の一部取消状況	日 数	時 間	
介護休暇の承認を受けた日数 及び時間	(A) 日	(a) 時間	
1日の全部を取り消した日数 及び時間	(B) 日	(b) 時間	
1日の一部を取り消した日数 及び時間	日	(c) 時間	
当月に介護休暇を取得した日数 及び時間	(A) - (B) 日	(a) - (b) - (c) 時間	
6 備 考			



第13号様式の 4 (第22条関係)

介護時間一部取消報告書 ( 年 月分)

人 事 課 長 殿		年 月 日	
		職名及び氏名 <span style="float:right">☐</span>	
別紙介護時間処理簿 (写し) のとおり, 承認された介護時間の一部が取り消されたので報告します。			
1 承認年月日	年 月 日付け人第 号		
2 介護時間を取得している職員	3 承認に係る要介護者		
職 名		氏 名	
氏 名		続 柄	
職 員 番 号		生年月日	年 月 日
4 承認の期間等 及び時間	期 間 等		時 間
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日		午前 時 分 ~ 時 分
	年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )		午後 時 分 ~ 時 分
5 介護時間の一部取消状況	日 数		時 間
	介護時間の承認を受けた日数 及び時間	(A) 日	(a) 時間
	1日の全部を取り消した日数 及び時間	(B) 日	(b) 時間
1日の一部を取り消した日数 及び時間	日	(c) 時間	
当月に介護時間を取得した日数 及び時間	(A) - (B) 日	(a) - (b) - (c) 時間	
6 備 考			

附 則

この訓令は, 平成29年 4 月 1 日から施行する。

## 鹿児島県訓令第 3 号

鹿児島県公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県公印規程等の一部を改正する訓令

（鹿児島県公印規程の一部改正）

第1条 鹿児島県公印規程（昭和27年鹿児島県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。  
別表中

鹿児島県知事印	方25	<table border="1"> <tr> <td>入 会 林 野 近 代 化 法 登 記 用</td> </tr> <tr> <td>鹿 児 島 県</td> </tr> <tr> <td>知 事 印</td> </tr> </table>	入 会 林 野 近 代 化 法 登 記 用	鹿 児 島 県	知 事 印	森林経営課	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に基づく登記用
入 会 林 野 近 代 化 法 登 記 用							
鹿 児 島 県							
知 事 印							
鹿児島県知事印	方25	<table border="1"> <tr> <td>戦 傷 病 者 特 別 援 護 法 用</td> </tr> <tr> <td>鹿 児 島 県</td> </tr> <tr> <td>知 事 印</td> </tr> </table>	戦 傷 病 者 特 別 援 護 法 用	鹿 児 島 県	知 事 印	社会福祉課	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳，療養券，補装具交付券，更生医療券及び療養給付認定票用
戦 傷 病 者 特 別 援 護 法 用							
鹿 児 島 県							
知 事 印							

を

鹿児島県知事印	方25	<table border="1"> <tr> <td>入 会 林 野 近 代 化 法 登 記 用</td> </tr> <tr> <td>鹿 児 島 県</td> </tr> <tr> <td>知 事 印</td> </tr> </table>	入 会 林 野 近 代 化 法 登 記 用	鹿 児 島 県	知 事 印	森林経営課	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に基づく登記用
入 会 林 野 近 代 化 法 登 記 用							
鹿 児 島 県							
知 事 印							

に，

鹿児島県知事公室長印	方21	<table border="1"> <tr> <td>鹿 児 島 県</td> </tr> <tr> <td>知 事 公 室</td> </tr> <tr> <td>長 印</td> </tr> </table>	鹿 児 島 県	知 事 公 室	長 印	政策調整課
鹿 児 島 県						
知 事 公 室						
長 印						
鹿児島県〇〇部長印	方21	<table border="1"> <tr> <td>鹿 児 島 県</td> </tr> <tr> <td>〇 〇 部</td> </tr> <tr> <td>長 印</td> </tr> </table>	鹿 児 島 県	〇 〇 部	長 印	各部主管課
鹿 児 島 県						
〇 〇 部						
長 印						
鹿児島県〇〇部	方21	<table border="1"> <tr> <td>鹿 児 島 県</td> </tr> <tr> <td>〇 〇 部</td> </tr> </table>	鹿 児 島 県	〇 〇 部	生活・文化課 かごしまPR	
鹿 児 島 県						
〇 〇 部						

を

〇〇局長印		<table border="1"> <tr> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td>印</td> </tr> </table>	〇	〇	局	長		印	課										
〇	〇	局																	
長		印																	
鹿児島県危機管理 管理局長印	方21	<table border="1"> <tr> <td>鹿</td> <td>児</td> <td>島</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>危</td> <td>機</td> <td>管</td> <td>理</td> </tr> <tr> <td>局</td> <td></td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	鹿	児	島	県	危	機	管	理	局			印	長				危機管理防災 課
鹿	児	島	県																
危	機	管	理																
局			印																
長																			

鹿児島県〇〇部 長印	方21	<table border="1"> <tr> <td>鹿</td> <td>児</td> <td>島</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td></td> <td>印</td> </tr> </table>	鹿	児	島	県	〇	〇	部		長			印	各部主管課																
鹿	児	島	県																												
〇	〇	部																													
長			印																												
鹿児島県総務部 県民生活局長印	方21	<table border="1"> <tr> <td>鹿</td> <td>児</td> <td>島</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>総</td> <td></td> <td>務</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>民</td> <td>生</td> <td>活</td> </tr> <tr> <td>局</td> <td></td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	鹿	児	島	県	総		務	部	県	民	生	活	局			印	長				生活・文化課								
鹿	児	島	県																												
総		務	部																												
県	民	生	活																												
局			印																												
長																															
鹿児島県危機管 理局長印	方21	<table border="1"> <tr> <td>鹿</td> <td>児</td> <td>島</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>危</td> <td>機</td> <td>管</td> <td>理</td> </tr> <tr> <td>局</td> <td></td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	鹿	児	島	県	危	機	管	理	局			印	長				危機管理防災 課												
鹿	児	島	県																												
危	機	管	理																												
局			印																												
長																															
鹿児島県国体・ 全国障害者スポ ーツ大会局長印	方21	<table border="1"> <tr> <td>鹿</td> <td>児</td> <td>島</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>体</td> <td>・</td> <td>全</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td></td> <td></td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>障</td> <td>害</td> <td>者</td> <td>ス</td> </tr> <tr> <td>ポ</td> <td>ー</td> <td>ツ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大</td> <td>会</td> <td>局</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>印</td> </tr> </table>	鹿	児	島	県	国	体	・	全	国			国	障	害	者	ス	ポ	ー	ツ		大	会	局	長				印	総務企画課
鹿	児	島	県																												
国	体	・	全																												
国			国																												
障	害	者	ス																												
ポ	ー	ツ																													
大	会	局	長																												
			印																												

に改める。

（鹿児島県文書規程の一部改正）

第2条 鹿児島県文書規程（昭和60年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

秘書課	秘書
政策調整課	政調

別表第 2 中	広報課 国体準備課	広 国準	を
「	秘書課	秘書	」に、
「	企画課 世界文化遺産課	企 世文	」を
「	企画課	企	」に、
「	統計課	統	」を
「	統計課 かごしま P R 課 広報課 観光課 国際交流課 世界文化遺産課	統 P R 広 観 国交 世文	」に、
「	漁港漁場課 かごしま P R 課 観光課 国際交流課	漁港 P R 観 国交	」を
「	漁港漁場課	漁港	」に、
「	消防保安課	消保	」を
「	消防保安課 総務企画課 競技式典課 施設調整課	消保 総企 競式 施調	」に改める。

(鹿児島県電子署名規程の一部改正)

第 3 条 鹿児島県電子署名規程 (平成14年鹿児島県訓令第10号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中	副知事	学事法制課長
	知事公室長	政策調整課長

を

副知事	学事法制課長
-----	--------

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

## 鹿児島県告示第434号

昭和62年 4 月 1 日鹿児島県告示第629号（非常勤職員の報酬の支給日）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から施行する。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

表中 「 広報アシスタント 翌月 7 日 」 を 「 共生・協働推進専門員 翌月 7 日 」

に、「航空対策専門員」を 観光広報アシスタント に、「若駒学園管理補助員 観光広報アシスタント」を「若駒  
 広報アシスタント 」

「漁業権実態調査専門員  
 学園管理補助員」に、「債権管理事務補助員」を 債権管理事務補助員 に改める。  
 就職支援コーディネーター」

## 鹿児島県告示第435号

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から施行する。

平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

表知事公室の部を削り、同表企画部の部中

「 航空対策専門員 日額 7,060円以内 」

を

「 鹿児島県地方創生担当特別顧問 月額 100,000円以内  
 航空対策専門員 日額 7,060円以内 」

に改め、同部統計調査員の項中「7,030円」を「7,090円」に改め、同部の次に次のように加える。

P R ・ 観光戦 略部	鹿児島県観光振興特別顧問	月額 120,000円以内
	鹿児島県国際交流特別顧問	月額 100,000円以内
	観光広報アシスタント	日額 6,960円以内
	広報アシスタント	日額 6,960円以内
	国際交流員	月額 380,000円以内
	ふるさと特産運動推進指導員	月額 180,930円以内

表環境林務部の部県営林管理補助員の項及び鳥獣保護管理員の項中「5,670円」を「5,690円」に改め、同表保健福祉部の部こども総合療育センター非常勤看護師の項中「7,140円」を「7,160円」に改め、同表商工労働水産部の部鹿児島県観光振興特別顧問の項から観光広報アシスタントの項までを削り、同部国際交流員の項を次のように改める。

「 漁業権実態調査専門員 日額 7,960円以内 」

表商工労働水産部の部債権管理事務補助員の項の次に次のように加える。

「 就職支援コーディネーター 日額 6,780円以内 」

表商工労働水産部の部ふるさと特産運動推進指導員の項を削り、同表農政部の部食品加工事業者連携推進員の項中「9,930円」を「11,340円」に改め、同表教育委員会の部学習指導員の項中「3,150円」を「3,160円」に改める。